

令和2年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

令和2年2月4日

浅川清流環境組合議会

令和 2 年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	4
会務報告	5
(議案上程)	
議案第1号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	5
議案第2号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	6
議案第3号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算	7
議案第4号 令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	9
(議員派遣)	
議員派遣の件	10
閉会	10

令和 2 年

浅川清流環境組合議会会議録

第 1 回定例会

日 時 令和 2 年 2 月 4 日 (火) 午後 2 時

場 所 東京自治会館

出席議員 (12名)

1 番	奥 住 匡 人 君	2 番	古 賀 壯 志 君
3 番	窪 田 知 子 君	4 番	馬 場 賢 司 君
5 番	だ て 淳一郎 君	6 番	田 中 政 義 君
7 番	木 島 たかし 君	8 番	尾 澤 しゅう 君
9 番	鈴 木 成 夫 君	10 番	小 林 正 樹 君
11 番	田 頭 祐 子 君	12 番	遠 藤 百合子 君

欠席議員 (0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大 坪 冬 彦 君	副 管 理 者	井 澤 邦 夫 君
副 管 理 者	西 岡 真 一 郎 君	会 計 管 理 者	真 島 均 君
事 務 局 長	高 野 賢 司 君	事 業 課 長	設 楽 尚 人 君
総 務 課 主 幹	西 村 直 邦 君	事 業 課 課 長 補 佐	中 倉 秀 文 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記	坂 本 充 君	書 記	兵 働 隆 志 君
-----	---------	-----	-----------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町 7 番地 4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍  
速 記 者 浅 野 剛 之 君

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 管理者報告
- 日程第 4 会務報告  
(議案上程)

- 日程第5 議案第1号 浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 日程第8 議案第4号 令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金について  
(議員派遣)
- 日程第9 議員派遣の件

○議長（古賀壮志君） 皆様、こんにちは。

これより、令和2年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

日程に入る前に、管理者から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

令和2年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

副管理者の就任について御報告申し上げます。

昨年、令和元年12月8日執行の小金井市長選挙において、西岡真一郎市長が再選されました。浅川清流環境組合同規約第9条第2項の規定に基づき、先ほど正副管理者の互選を行いました。結果、引き続き組合の副管理者に選任されました。

ここで一言、西岡副管理者から御挨拶をさせていただきたく、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） それでは、西岡副管理者、挨拶をお願いいたします。

○副管理者（西岡真一郎君） 皆様、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました小金井市長の西岡真一郎でございます。発言の機会を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、去る12月18日より、第2期目の小金井市長に就任をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第1期目就任以来、共同処理が円滑に進むよう、与えられた役割の重大さを認識し、誠実に責任を果たしてまいりました。今後も組合同議員の皆様との信頼関係を深め、大坪管理者、井澤副管理者と協力をしながら、安定的な組合運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 西岡副管理者、ありがとうございました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、8番尾澤しゅう議員、9番鈴木成夫議員を指名いたします。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過と今後の予定につきまして、3件の報告を行います。

1. 新可燃ごみ処理施設建設工事の進捗状況について。

建築工事、プラント工事をあわせた工事全体の進捗率は、1月末現在で約98%となっており、まさに最終局面を迎えています。建物自体はほぼ完成し、昨年11月には、消防法、建築基準法の法定検査を受け、法令に適合していることの確認が無事に行われました。12月7日には、組合事務所が新可燃ごみ処理施設に移転し、工事は残すところ、構内舗装や植栽などの外構工事、見学者設備の設置、什器の搬入などとなっております。3月末まで、プラントの試運転と並行しながら進めてまいります。

2. 可燃ごみの受け入れと施設の試運転について。

組合では、構成団体からの可燃ごみの受け入れを令和元年12月19日から開始いたしました。可燃ごみ受け入れ直後は、総合的な調整等を行うため、搬入するごみ量を制限しておりましたが、1月20からは3市の可燃ごみ全量を受け入れております。可燃ごみは、構成団体の受託収集事業者や構成団体から許可を受けた事業者の収集車により、日野市北川原公園や日野市きたがわら地区広場内の搬入路、日野市道C2号線を通行して、新可燃ごみ処理施設に搬入されています。組合としても、構成団体と協力しながら、収集事業者向け説明会を開催したり、組合ホームページで搬入時の注意喚起をしたりするなど、通行する収集車の安全運転マナーの徹底を図っております。

また、試運転の実施状況について、現在は2炉ある焼却炉の運転と停止を繰り返し、予備性能試験、引渡性能試験などを行い、入札時に要求水準書で示した諸条件や性能を満たしているかの最終確認を行っております。

残された工事の終了までの期間だけでなく、本年4月からの本格稼働後も、引き続き安全を第一に進めてまいります。

また、可燃ごみの焼却に伴い発生した焼却灰は、最終処分場のある日の出町と、焼却灰運搬車両が通行するあきる野市の御理解のもと、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に1月14日から搬出させていただいております。

3. 工事の竣工と本格稼働に向けて。

平成27年7月1日に組合を設立してから約4年半、新可燃ごみ処理施設建築工事に着手してから約2年、工事はいよいよ3月末には竣工することとなり、構成団体にとって最重要課題の一つであった可燃ごみ処理施設の設置という大きな目標が達成されようとしています。

工事竣工後、4月以降は運營業務委託契約に基づき、浅川環境テクノロジー株式会社が20年間の運營業務を請け負うこととなります。この会社は日立造船株式会社が設立した特別目的会社であり、焼却灰運搬業務等を除き、運營業務を包括的に担うことになっております。

今後の組合の主な役割は、工事の監理から、運営のモニタリングに移行することとなります。組合にとって大きな節目を迎えるわけですが、引き続き環境対策に関する情報発信を積極的に行うことで、

新可燃ごみ処理施設への地元の皆様の御理解を深めていただくとともに、施設周辺の皆様の御協力のもと、円滑な施設運営を図ってまいります。あわせて、組合議会議員の皆様の御理解をいただけますよう、お願い申し上げます。

以上、主要な事項について御報告を申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これをもって管理者報告を終わります。

---

○議長（古賀壮志君） 次に、日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、勤続年数が10年を超える職員について、休職の期間を延長することができる特例を廃止するものであります。

本条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 事務局長でございます。

議案第1号、浅川清流環境組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正は、勤続年数が10年を超える職員について、休職の期間を延長することができる特例を廃止するものでございます。

右側の5ページ、第5条、休職の期間のただし書き下線部分でございます。「ただし、勤続年数が10年を超える職員の休職の期間については管理者は更に1年を超えない範囲内においてこれを延長することができる。」を削除するものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。ページの中段、付則、施行期日でございます。この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

経過措置がございます。この条例による改正後の浅川清流環境組合職員の分限に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に行う休職処分の期間について適用し、施行日前に行った休職処分の期間については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第2号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第2号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、減給の額の算出に際して、地域手当が給料と同様に恒常的なものであることから、給料に地域手当を足した額とするものであります。

本条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第2号、浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正は、減給の額の算出に際して、これまで給料月額のみで算出としていたものを、さらに地域手当を加えた額で算出するというものでございます。地域手当が給料と同様に恒常的に支給されているという観点からの改正でございます。

右側の5ページ、旧の第3条、減給の効果、下線部分の「給料の月額」を、左側、4ページ、新の下線部分「給料及びこれに対する地域手当の合計額の月額」とするものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。下から2行目、付則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）



○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第3号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

令和2年度組合の歳入歳出予算の総額は12億2,754万4,000円であります。令和元年度と比較して、113億2,780万5,000円、90.2%の減となっております。

主な要因といたしましては、新可燃ごみ処理施設の建設工事が終了し、建設工事費の支払いが令和元年度に完了することによるものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第3号、令和2年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億2,754万4,000円と定めるとするものでございます。

その下、一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は3億円と定めております。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました一般会計予算書及び説明書により、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。令和2年度の歳入歳出予算額は12億2,754万4,000円。令和元年度の歳入歳出予算額は125億5,534万9,000円であり、令和元年度に比べて、113億2,780万5,000円の減額となっております。新可燃ごみ処理施設建設工事が終了し、建設工事費の支払いが令和元年度末に完了することによるものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。最上段の款1分担金及び負担金、項1負担金、7ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でござい

ます。令和2年度からの負担割合は、施設の設置に必要な費用についてはこれまでと同様に、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をしていただき、施設及び組合の運営や管理に必要な費用は、新たに可燃ごみの量に応じて負担していただくこととなります。

また、周辺環境整備負担金はこれまでと同様に、国分寺市、小金井市の2市で負担していただくものでございますが、額は令和元年度に比べて半分となっております。

2つ飛びまして、款3諸収入、項2雑入、7ページの説明欄の3つ目、その他雑入の一番下、売電料2億9,499万8,000円は、可燃ごみを燃やした際につくられる電気を、まず場内で使い、余剰分を電力会社に売却することによる収入でございます。

その下、款国庫支出金と款組合債は、令和2年度以降、収入の予定はございません。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費590万9,000円は、予算計上額、科目とも令和元年度とほぼ同じとなっております。

下段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4億7,419万5,000円は、令和元年度と比べて2億9,800万円の減となっております。主な要因といたしましては、日野市に支払う周辺環境整備負担金が6億円から3億円と半分になったことによるものでございます。

予算計上額が大きく変わったところは、恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開きいただきまして、右側、11ページの説明欄、節8旅費の特別旅費36万円は、令和元年度比で97万8,000円の減となっております。工事に伴う工場検査がなくなったためでございます。

新規に計上したものは、11役務費の上から5行目、建物等損害賠償責任保険料、6行目、施設見学者等損害賠償責任保険料、それから13使用料及び賃借料の上から3行目、テレビ受信料でございます。施設見学者等損害賠償責任保険の死亡保険金は、傷害の場合で上限500万円、疾病の場合で上限50万円、施設管理の賠償責任保険料は上限1億円となっております。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。中段、款3事業費、項1ごみ処理費、目1施設運営費6億9,528万6,000円は、令和元年度と比べて皆増となっておりますが、目の欄の下側に施設建設費とございます。令和元年度までは目の名称として施設建設費を使っておりましたが、令和2年度からは施設運営費としたため、このような表記となっております。

新規に計上したものは、13ページ、説明欄の10需用費、消耗品132万円。これは、現場作業用の消耗品等を購入するものでございます。

その下、12委託料の1行目、ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務委託料。これは、プラント設備の設計施工に関する瑕疵の確認に関する技術支援をいただくものでございます。

その下、可燃ごみ処理施設運営業務委託料は、4月1日からいよいよ本稼働する新施設の運営と維持管理に係る費用として、平成28年11月に浅川環境テクノロジー株式会社と取り交わした契約に基づき、支払っていくものでございます。

その下、可燃ごみ処理施設運営事業モニタリング業務委託料は、事業者が要求水準書の規定に従い、適正に業務を遂行していることを技術、ファイナンス、法務等の視点から確認する必要があるため、組合と一緒にモニタリングを行うものでございます。

その4つ下、きたがわら地区広場管理用通路交通誘導業務委託料は、国道20号日野バイパス南側に

あるきたがわら広場の利用者と広場管理用通路を通行するごみ収集車両等の交通事故防止を目的として、広場出入り口に接する管理用通路上の横断歩道2カ所等に交通誘導員を配置して、交通誘導を行うものでございます。令和元年12月の収集車通行時から配置しておりますが、予算は予備費を使用し実施させていただいております。

それから、節15原材料費は、組合所掌範囲における見学者設備等の補修を想定したものでございます。

その下、21補償・補填及び賠償金、電波障害補償料は、建築工事開始後、周辺にお住まいの市民の方から1件御相談がありました。施設稼働後に電波障害が発生した場合を想定して計上しているものでございます。

その下、款4公債費、項1公債費、目1利子3,215万4,000円でございます。令和元年度に借り入れる分を含んだ地方債の償還利子と、令和元年度末に借り入れる予定の東京都区市町村振興基金の償還利子でございます。地方債の元金償還は令和3年度から始まる予定でございます。

その下、款5予備費は、これまでと同様に2,000万円としております。

14ページから18ページまでは給与費明細書でございます。職員給与につきましては、派遣元の給与に関する規定の例により支給することとなっております。

20ページ、21ページは債務負担行為に関する調書、22ページ、23ページは地方債に関する調書となっております。

なお、令和2年度の一般会計予算書・説明書は、これまでであった歳出の節7賃金がなくなり、節8以降が一つずつ繰り上がった体裁となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、議案第4号、令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第4号、令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、令和2年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として9億2,940万4,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第4号、令和2年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として2億7,998万9,000円、国分寺市に1億7,949万3,000円、小金井市に1億6,992万2,000円。周辺環境整備負担金として国分寺市と小金井市のおおのに1億5,000万円ずつ負担していただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（古賀壮志君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀壮志君） これより、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古賀壮志君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

---

○議長（古賀壮志君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって令和2年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第81条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 古 賀 壮 志

署 名 議 員 尾 澤 し ゆ う

署 名 議 員 鈴 木 成 夫